

平成29年度 第1回宮城県図書館協議会 会議録

1 日時 : 平成29年7月26日(水) 午後3時00分から午後5時00分まで
場所 : 宮城県図書館 研修室

2 出席者 : 相原和裕 委員
鵜飼信好 委員
遠藤浩 委員
金澤寛子 委員
佐藤義則 委員
柴崎悦子 委員
早坂信子 委員
村上佳子 委員

3 事務局等出席者の職氏名

館長	高橋 総一郎
副館長	佐藤 明寛
企画管理部長	浅野 恒志
資料奉仕部長	石川 俊樹
企画管理部副参事兼次長(総括担当)	谷津 茂司
資料奉仕部次長(総括担当)	岩間 美樹
総務班次長(班長)	高橋 弘道
企画協力班主幹(班長)	伊藤 亮一
一般図書班次長(班長)	千葉 美紀
児童・視聴覚班次長(班長)	佐藤 耕造
資料情報班主幹(班長)	安藤 祐子

・オブザーバー

生涯学習課生涯学習振興班課長補佐(班長)	山田 賀子
----------------------	-------

4 委嘱状等の交付

高橋館長より、新委員へ委嘱状・辞令の交付。

5 傍聴について

○ 谷津次長

傍聴希望者がいないことを確認。

6 開会

○ 谷津次長

本日委員8名の出席により定足数を満たし会議が成立した旨の報告をし、開会を宣言。

7 委員及び図書館職員紹介

8 会長挨拶

9 副会長挨拶

10 館長挨拶

11 配布資料の確認及び日程説明（谷津次長）

<説明関係資料>

- ① 平成28年度主要事業等概要 (以下, 資料1)
- ② 平成29年度主要事業計画概要 (以下, 資料2)
- ③ 次期宮城県図書館振興基本計画骨子(案) (以下, 資料3)

<配布関係資料>

- ① 図書館協議会条例
- ② 第33次宮城県図書館協議会委員名簿
- ④ 平成29年度宮城県図書館要覧
- ⑤ ことばのうみ(第57号)
- ⑥ 企画展「伊達文庫－仙台藩 叡智の礎－」 チラシ
- ⑦ 第一回「わたしのおすすめしたい本」ポップ作品コンクール チラシ
- ⑧ 全国公共図書館研究集会(サービス部門・総合・経営部門)
- ⑨ 北日本図書館連盟研究協議会 開催要項

12 議長選出

図書館協議会条例第6条第1項により、会長である佐藤会長(以下、議長)を選出

13 会議録署名委員の指名

議長が鶴飼委員を指名

15 議事

○ 議長

それでは議事に入ります。はじめに報告事項1ということで、平成28年度事業実施概

要について事務局から説明願います。

○ 石川部長

「平成28年度主要事業等概要」について説明いたします（以下、資料1により説明）

○ 議長

ありがとうございます。ただ今のご説明について、ご意見あるいはご質問等ございましたらお願いいたします。

○ 村上委員

では、5ページのところに蔵書点検で初めてボランティアを導入といったようなことがあったのですが、どんな作業をボランティアさんをお願いしたのかなと思い、その内容を教えていただきたいなと思いました。

○ 石川部長

ボランティアに直接やっていたということとして、実際にハンディターミナルを使ってという作業ではなくて、その後のチェックしたものの確認というものです。

○ 村上委員

書架整理とか？

○ 千葉班長

そうです、はい詳細配列とか。

○ 石川部長

どうしてもターミナルの操作となると、さらに事前の研修なんかも必要になってくるということもあるので、そちらは職員がやりまして、そのあとの補助的な部分をお手伝いいただくことで促進できたかと。

○ 村上委員

何人くらいの方が？

○ 千葉班長

一般図書班は18名です。

○ 村上委員

18名。だいぶ助かりますね。

○ 千葉班長

そうですね、はい。

○ 佐藤班長

児童視聴覚は22～23人です。

○ 安藤班長

逐刊は20人です。

○ 村上委員

そうですね、わかりました。それは通常活動されている方が、それともそのときに限って募集をかけたりますか？

○ 千葉班長

通常に活動されている方に声掛けをお願いしました。

○ 石川部長

年間のボランティア登録していただいている方に声掛けしました。

○ 議長

その他いかがでしょうか。

○ 早坂委員

はい、経年統計をお出しいただいていたので、だいぶこの流れがわかってきたと思いますが、そのなかで11ページの貸し出し数に関して、その内訳はわかるような形ではないのですが、要覧と突き合わせて見ますと、なかでも特に減ったというのが、特定されると思います。例えば、視聴覚資料に関しては4,029ですね。児童資料は5,000を超えてはいるのですが、絶対減数からすると結構割合が多いです。視聴覚資料というのはこの図書館のみならず、全国の図書館の貸し出しサービスの変換期にきているのではないかなという感じがしているんですね。以前この図書館、一階には非常に豪華な視聴覚ブースがたくさんありました。それは数年…10年ぐらい前でしょうか、撤去されました。世の中アナログのビデオからデジタルデータに変わり、さらに今はオンデマンドのようなオンラインサービスにかわってきています。それから各家庭で用意されている視聴覚メディアの再生機、

プレイヤー、そういったものも非常に変化が激しいですね。図書館はいつも、多くの家庭にその再生機が普及したときに、そのメディアをサービス対象として取り上げてきたという、そういう歴史的な経過はあるのですが、これまでの対応をこえたような変化をみせているのではないのかと思うので、根本的に一度、視聴覚サービスはどうあるべきなのかというところ、根本的なところで皆さん職員のなかで議論されてみてはいかがかという風を感じております。

○ 館長

はい。昔の盛況ぶりは詳しく存じ上げませんが、確かに今ロビーとかを見てみても、特にウィークデイのAV・DVD等の利用者数が、他の一般図書室に比べてさびしいなあという感じでは見ております。今、早坂委員がおっしゃったように最近では携帯でも、動画が視聴できるような時代になってきて、なかなか仙台市内の端にあるここまで、その資料を取りにくるということが多少手軽さからは遠いところがあり、ああいう風になっているのかもしれない。いま、非常にご指摘を重く受け止めさせていただきましたので、今現在、後から申し上げますが、振興基本計画のなかで詳しく視聴覚資料だけをどうするかという議論はまだ具体的に入っておりませんので、その指摘を重く受けとめさせていただいて、計画の中の視聴覚の資料の今後のあり方についてもワーキンググループでいろいろ、職員で検討していきますので、そのなかでひとつの検討の課題にさせていただいて、これまでの取り組みと現状そして今後のありかたという風な視点で議論していきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○ 早坂委員

よろしく願いいたします。

○ 議長

今の点に関して何かございますか？あるいは他のことでも結構ですので、何かございましたら。

○ 柴崎委員

5ページ目に図書館使い方講座とあって、データベース講習で「Japan knowledge」と「D1-Law.com」講座・講習をやっていますけれども、もし記載されていたら大変申し訳ないのですが、県の図書館でどのようなデータベースを入れて、どの位の利用があるかとか教えていただけないでしょうか。

○ 石川部長

要覧には記載していなかったですかね。

○ 千葉班長

そうですね、要覧にはありません。調査にあるのは、Japan Knowledge ・河北のデータベース・朝日新聞のデータベース……他名称が出て来ません。

○ 柴崎委員

どれくらい皆さんが使われているのか知りたかったものですから。

○ 村上委員

医療系のもはありますか？

○ 千葉班長

医療系はありません。

○ 議長

どのようなデータベースを入れているか、今資料を確認いただいている、ということよろしいですか？ 後ほど報告いただくということで。

よろしければ平成29年度の事業計画案のほうに進ませていただいて、そのあとで現状を踏まえた上でということ、もう一度戻らせていただくことにさせていただければと思います。

それでは平成29年度主要事業計画案について、ご説明お願いいたします。

○石川部長

(資料2により説明)

○ 議長

ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

○ 鶴飼委員

16ページの(2)の3ですが、児童資料研究相談室資料の活用と書いてある案件です。HPの方に、非常に入りやすくなりまして、どこから入ってもここにたどり着くようになっていましたが、確認したいのは、この児童資料研究相談室の資料というのは、以前お伺いしたときに、何年からはわかりませんが児童図書館の全点購入方針といいたいまいしょうか、それでだいぶ揃えてこられたものと、それから児童図書館のいわゆる研究書に分類する書籍といいたいまいしょうか、そういったものがあるということはお伺いしていました。それで、それがすべてということになるのでしょうか。

○ 石川部長

児童資料・絵本ですとか、その児童向けの本と、その児童の本を取り上げた研究書と、おまかに言うとそういうことになります。

○ 鶴飼委員

その研究相談室の中にある資料は、リストはこれですよというようなことで、一部をリストとしてあそこに掲載されました。だいたい三千点ぐらいでしょうか。リストアップされていて、あれでだいたいいわゆる研究書に関する部類のものはこんなものがあるんだなとわかります。ただ、その概括的に、1900何年からか解りませんが、その児童書についてはほぼ全点資料室では揃えていますという、きわめて基本的な情報というのは扱ってはいないです。だからこういう研究資料があるのかと、たぶんHPを見た人は、そのような認識を持つでしょう。ただその肝心の、1970年から毎年、児童書については全点購入の方針を基にして、このぐらいの蓄積がありますよ、という情報はあそこの中に載っていません。基本的にこういうものだよ、というなんというか、大雑把な資料はこうなのです、というのをまず出しておいて、うちその研究用の資料というのは実は次のリストにありますから参考にしてください、そういう紹介の仕方をしたほうがいいんじゃないかなあと、活用をPRするうえですね。拝見して思ったものですから。そこらへんを検討していただければいいのかなと思いました。

○ 石川部長

ありがとうございます。より利用しやすい形を提示するようなことで、今ご指摘いただいた部分も検討しながらいろいろな部分を生かしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長

その他ございませんでしょうか。では引き続き29年度の主要事業計画内容につきまして、ご質問等お願いいたします。

○ 鶴飼委員

もうひとつありました。今、児童資料研究相談室の活用を図っている点で、相談室に関する手引きというものがあまして、それを見させていただいたんですが、例えばあそこを利用させてもらうためには一週間前に基本的には申し込みをしなければいけないとか、結構制約等を感じられるところがあります。条件は緩和できないものなのかなと、そんなことを考えたのですが、どんなもんですか。他のところでも似たり寄ったりで貴重な資料をきちんと管理するためのいろんな制約が必要なのは分かるのですが、一週間前に提出しなければならないとか、そのへんのところはやはり絶対的にそうでなければならないのかと、そう

思ったものですから。

○ 石川部長

施設利用に関しては、他の施設もそうですが事前調整というものが必要になってくる場合もあるので、あらかじめという風にしておりますが、そのあたり例えば児童資料研究室についてはどうでしょうか？

○ 佐藤班長

原則、そうさせていただいていますが、そんなにきっちりやっている訳ではございませんので、そのところは臨機応変にしたいと思います

○ 石川部長

開架ほどオープンにというふうには、なかなかできないというのは実際のところであります。基本、職員が付いて対応するために。

○ 佐藤班長

そうです。基本的に、職員が付いて対応するために事前に申請いただいております。

○ 石川

そのために職員の分担が変わってくるのかなあと考えておりました。

○ 議長

はい、よろしいですか。

○ 鶴飼委員

ちょっと少し具体的に、利用者側の立場にたってお話をさせてもらおうと、たとえばあそこでは、資料を見たときに複写サービスなんかは別途できるのだろうと思うのですけれども、基本的には貸出はされませんよね？ 一部の資料は貸し出しされると書いてありますが。貸出されないとなると、人によってはメモしたり、そういう作業スペースが必要になるんじゃないかと思います。そういうような作業スペースといったようなものがきちんと整備されているのかどうかということ。それからあそこは私が経験した限りでは、冬場は超寒い環境になりますので、その辺は本当に大丈夫なのかなということとかです。

もう一つは、例えば利用の申込書を書く場合、利用の目的というものを書かなければならない訳ですが、ターゲットがわかっているときは書きやすいのですが、ターゲットがわからず、何があるか見たい、という時は何を書いたらいいのか、そんなような諸々、具体的に利用するとなると、はてなと思うところがあるのですが、そのへんについて再度ご検討

いただければと思います。ただやっぱりあそこ寒いですよ。

○ 石川部長

普段利用がない時に暖房を入れているわけにはいかないのですが、そのへんは申し込みに合わせてとは思いますが、常時快適な空間を理想としては、提供できればいいのですが、なかなか難しいところです。それで事前申し込みしていただくとよいと思います。ただそれ以外の作業スペースですとか、利用目的をきちんと明確化しなければ本当にいけないのかというような、図書館側として考えておくべきところではあるのかなとは思いますが。利用者さんが、もっとも障害が無く使えるというという理想的なパターンのひとつ開架書庫であるとするれば、そこにどうしても行き付けない何らかの条件があるろうと思いますので、そこを館として見直してより利用者さんに使いやすいようなサービスを、というように考えていきたいと思っています。いま具体的にご指摘いただいてもものについては、担当とも検討を進めていきたいと思っております。

○ 鵜飼委員

実際、書こうと思って書けなかったのが、何時からというのはいいのですが、何時までというのが……。

○ 石川部長

あっさり終わるときもあれば長くなるときもあると思いますので。
では、班長のほうから。

○ 佐藤班長

説明させていただきますと作業スペースは、準備させていただいております。検索用のパソコンも使えます。すっかり閲覧席というものではないのですが、今はそういう状況でございます。もう少し使いやすいような整備をしていくことを今後の目標にしていきたいと思っております。

○ 鵜飼委員

お願いします。

○ 相原委員

先ほどのデータベースに関してですが、私たちが記事を書くときに一番調べるのはやっぱり電子辞書です。その次ぐらいが Japan knowledge。それからこれは百科事典の他にも辞書がはいっていて便利ですね。他に G-Search というものがある、これは全国の新聞社・雑誌その横断検索ができるのでこれもまた非常に便利です。でそのほかに、個別の新

聞社のデータベース、共同通信社のプレストとかです。それから河北新報でいえばカーデーと言っているんですが、河北新報の過去30年位の記事が検索できるというデータベースを使ったりして、記事を執筆する際に参考にしています。こういうのは、一般のネット情報とは違って紙の本と同じような信頼性があるので、しかも最近の電子辞書ですと一括検索でいろんな資料を同時に見ることができて、比較できます。一般の人でも誰でもそうだと思いますが、ものを調べるときに幾つかの資料を集めてそれを比較検討しながら自分で判断するっていうそういう姿勢を、培っていくためにもやっぱり図書館には常にいろんなデータベースが、費用の問題もありますけれどもいくつか置いておいて、常にいろんな情報を調べて自分で比較できるっていう環境が必要だと思います。今よく情報リテラシーなんてこと言われますけれども、どういう情報を自分で掘り取っていくかという、そういう態度・姿勢を、学生なり小さな子どもたちの力を培っていくためにも必要だと思うので、データベースの整備に関しては、なるべくはやく充実するような方向で検討していただけるといいなと先ほどの話を聞いて思いました。

○ 議長

はい。ありがとうございます。

○ 浅野部長

それでは、先ほどのデータベースですが、県の図書館の方では8つ加入してございます。具体的に、第一法規出版さんの情報総合データベース。二つ目として河北新報さんのデータベース。三つ目としましては、朝日新聞の聞蔵(きくぞう)データベース。あと四つめとして、日経テレコム。あと五つめとして、OYA-bunkoのweb情報。六つ目として官報情報検索サービス。七つ目としてJapan knowledge。八つめとしてCD-Eyes。という八つのものにはいっております、それぞれ利用者さんに利用していただいているという状況になっております。

○ 柴崎委員

ありがとうございました。今県内で新しい図書館を作っているところはたくさんあるんですけども、そこで新しい図書館を作るときにオンラインデータベースを導入するというので、入れる・入れようとしているところがたくさんあるかと思うのですが、データベースは大変高額なので何を入れるかすごく迷うところだと思います。近隣の図書館さんの状況であるとか、県図書館でどのようなものをもっているかというのを考慮しながら選んでいくのですけれども、そのような何を入れたらいいのかなあというご相談があったときに、相談に乗ってもらえるとありがたいなあと思いました。

○ 議長

web のページでは、ご案内されているんじゃないですか。宮城県図書館の Web のページでどういうデータベースをサービスされているかって、ありませんでしたか。それをして頂くとよいかと。例えば Japan knowledge っていうのはプラットフォームの名称です。要するに専門的に言うとプラットフォームの名称で、データベースの名称ではありません。たとえば、歴史の事典がありますが、歴史の事典はオプションです。だから、契約によって入ったり入らなかったりするんで、その辺の具体的なコンテンツを出していただかないといけないということがあります。それから高いのはたぶん日経さんですね。未だに従量制の課金をされているので、非常にどこの図書館も使いづらい。記事の重要性と言いますか、全国の地方新聞を含めて検索できるとか有用性はあるのですが使いづらい。いくら請求されるかわからないそういう状況ですので、この辺のところは県内の図書館が集まって日経さんの方に、そのクレームをしていただくとか、そういう機会になれば・していただければと思うところです。なかなか難しいですよ、新聞の検索は。

○ 村上委員

医療情報の話ですけれども、一般の方が病気について調べるときに、医学の本はいっぱいありますが、最新の情報として信頼性があるのは、先ほどのお話にありましたが、商業用データベースなのかなと思います。ちょっと館内でも検討したのですが、高額でベンディングになっていまして、県はどうかと思って関心がありました。大体似たようなラインナップですが、参考にさせていただきます。

○ 早坂委員

今の件に関しまして、こういったデータベースっていうような存在や利用を公表することあるいはPRすることによって利用は非常に変わるものです。前にも図書館がこういうデータベースを揃えているとか、そこに行ったら無料で使えるとか、なかなか一般の方は、わからないんです。それぞれ導入した時点で一件一件契約などに携わってきた人間としては、特にビジネスマンは、自分の企業では単独では契約できなかったりすることが多いと、どんなに遠くとも車で駆けつけて一斉に調べに来たりするんですね。よく見かけました。ですから、やはり会長さんがおっしゃるように、HPで積極的に広報すると非常によく利用されると思います。定額制である場合には、何を使おうと価格は変わりませんので、それがデータ量によって増減するとなると予算が心配だと思うのですが、一般的にはそういうものは限られていますので、ですからどんどんPRされるといいと思います。なかなか普通の方が、企業情報でも行政情報でもあるいは雑誌情報でも、インターネットだけで済ませてそれでOKという風にどうしても考えがちですよ。でも先ほどおっしゃったように、正確で信頼に足る情報というのはやはり図書館で調べ、しかも無料で調べることができるというのは、非常に大きな価値が役割として有ると思いますので、是非、広報を積極的にやっ

ただければと思います。

○ 館長

情報リテラシーの強化に必要というご指摘、非常に重く受け止めましたので、どういう風に公開していくのかも含めてこれから検討させていただきます。

○ 議長

はい。そのほかございませんでしょうか。

○ 早坂委員

子ども図書室・児童資料研究相談室も含めて、建てたときには、小さなカウンターもついていて、閲覧席も用意されていました。どんな風が変わったかわかりませんが、やはり一番の問題は常時人が付くことが難しいというところなんだろうと思います。子ども図書室があり、そちらの方に児童担当の職員が配置されているとどうしてもその相談室には常時いられない。相談室をどこまで生かせるかというところ、人手の問題とか冷暖房費の問題とか色々あるから難しいのかもわかりませんが、是非、創立の頃の意図なども考えながら今にふさわしいあり方をご検討されてはと思います。

○ 館長

ありがとうございます。

○ 議長

はい、よろしいですか？ そうしましたら次の議題に移らせていただきます。次期宮城県図書館振興基本計画骨子（案）ということで資料3-1のほうから3-6までですね。事務局の方でお願いいたします。

○ 浅野部長

はい、それでは私の方から次期宮城県図書館振興基本計画骨子（案）ということでご説明させていただきます。（資料3）

○ 議長

はい、ありがとうございます。あと40分ぐらいでございますが、ご意見を頂戴したいと思います。まずは、ご質問等も含めて何かございましたら、お願いいたします。

○ 金澤委員

子ども図書館についてなんですけれども、ドリルに載っている本が置いてあるんですけ

れども、あれは夏休み前に来てもほとんどなくて借りられず、夏休み初日に来ても借りられず、予約をしても何十番となっているので夏休み明けになってしまうので、結局子供たちが借りられないという状況になっていると思います。課題図書も同じで、もうちょっと本を増やしていただくか、一週間ごとに借りるとか中で読む本を増やしていただくとかしないと、子どもたちが読む機会が減ってしまうと思うので、お願いしたいと思いました。

あと、仙台市の子どもたちの夏休みのドリルですけれども、図書館に行こうというページがすごく大きく、2ページつくられていて、県図書館は載っていません。仙台市のものなのではないかと思うんですが、せっかく2ページ使われているので、県図書館に子どもたちが行きたくなるように、せっかくドリルの本がおいてあるので、これに載せなくても、告知というか小学生に向けて、ここにドリルの本があるんだよっていうことを告知していただきたいなと思いました。

○ 議長

はい、ありがとうございました。いかがでしょうか。

○ 館長

お気持ちは十分わかりました。同じ図書を何十種類も揃えとしますと、効率的なスペースの関係、それから運用の関係でなかなか難しいところがあるというのも事実でございまして、委員がおっしゃったように細かく利用期間を区切ってより多くの方に見ていただく工夫をするということも有効かなと思うのですが、できるだけ長期間借りたいという人の要望も他方あります。普通15日間と決まっております、それを半分にするということについて、いろんなご意見がある可能性がありますので、なかなか子ども図書館だけ一週間にする、ということは決めがたいところではございます。ただ、いずれにしても、仙台市内のこういうところに県図書館があるというのは、地域の特性としては、受け止めざるを得ませんので、より使いやすい環境を提供する意味で、何冊増やすことは申しあげられませんが、できるだけご要望にこたえる努力を職員一同相談していかなければと思っております。ありがとうございました。

○ 金澤委員

よろしく願いいたします。

○ 早坂委員

サービス基盤を強化する取り組みについて伺いたいのですが、ひとつが人材育成の問題が取り上げられていると思います。その職員研修の実施とか、それから人材育成という言葉が使われていますが、公共図書館で専門的な仕事をする人は司書と、図書館法などでも掲げられますが、人材育成の根本的なところは、きちんとした正規の司書採用をするかどうか、

ということが一番大きいと思います。それが一点です。

もうひとつサービス基盤を強化する取り組みの中では、図書館ネットワークシステムの更新というのが、近々に予定されていると思いますが、特に人材育成の点から言うと、きちんと担当として、優れたシステムに更新し仕上げるといふ力といふのはなかなか大変な知識が必要です。コンピューターに強いだけの方はたくさんいらっしゃるのですが、求められているデータの細かい分析とか、どういったデータがどのように引き継がれるとか、様々なシステムとシステムのつなぎのところで何が優先されるのか、そういうところをひとつひとつ詰めていかなければならない、そういうことを担えるような専門的知識を持った人材がちゃんと育っているのか、まずは心配になります。それから、現在の図書館の場所柄もあり、一般の方々はなかなか宮城県全域からここに来ることが難しいので、どうしてもネットワークが頼り・OPACが頼りということになると思うのですが、今の私の個人的な感想に過ぎないかも知れませんが、OPACが非常に私は使い辛いと感じているところがあります。そういったものをどこかで吸い上げられるような、意見を聞くような場所というのが、なかなかないような気がするので、ぜひ今回のシステム更新に当たっては、広く使いやすいものに仕上げていくように願っています。どこの図書館もそうですけれども、だんだん高度で複雑化してきた歴史があるものですから、積み重ねた結果、システムの全貌がわかる人がいなくなってしまうということが懸念されています。東京都立だとか、国立国会図書館の担当者に聞いても、同じような心配をされていました。是非そういった面について特に職員・人材育成の面からもがんばっていただきたいと思っています。

○ 館長

細かい点は部長から対応しますが、まず人材の採用の観点ですが、宮城県としましては、司書のプロパーの採用はもうここ何年もしておりません。今、教育委員会全体としてあるいは宮城県全体としての職員の採用態系というものが方針として、一般職として採用して育成するという方針にある時点から転換して参りまして、そういった観点で人材育成は非常に大事ではあります。もちろん既存の司書資格を基本としてもっている方も能力を伸ばす一方で、もっていない方についてもそういった業務については資格にとらわれずに養成ということで今取り組んでおりますので、それで人材育成にはより力を入れていくこととしております。

それから、システム関係あるいは情報関係の担当につきましては、やはり私ども非常に常々頭を痛めていることをごさいます、なかなか情報リテラシーのように情報のデータ分析・活用できる職員が、従来の県教委の職員のなかになかなか必要十分な数があるのかと言われるとちょっと厳しい状況かと思えます。そういう意味で今後の方向性として、そういった要覧を立派に作っている状況でございますので、そういったものをよりクロスチェックといいますか、データを縦横無尽に活用できるような人材育成と内部活用、それから外部研修等の充実も図ってこれからやっていきたいと思えます。

システムの使いにくさに関しての意見も非常に重要な指摘だだと思います。これからの計画の策定に合わせまして、パブリックコメントとして一般県民からのご意見も伺います。それから各市・町の図書館、そして教育委員会の方にも問合せしまして、ご意見を伺いたいと思っております。もちろん、利用者の方々、いろんなボランティアの方々にも、色々意見を伺いながら、より使いやすいモノを取り入れるという観点で耳を大きくして聞くということはしていきたいと思っております。補足があれば部長からお願いします。

○ 浅野部長

職員の人材育成ということで、今話があったとお力を入れていかないと図書館としてやはり不足する部分があるのではないかということで、次期計画では施策を下支えしながら、図書館自体の充実を図っていこうと言うことで、資料P22の9に記載したところでございます。具体的には、骨子案という状況ですので、これから肉付けをしていきたいと思っておりますが、どこまで書けるかはいろいろな関係課がありますので、書けるところは書いて充実に努めていきたいと思っております。

○ 議長

この点かなり重要だと思うので、コメントさせていただきますけれども、私も前にこちらのシステムの更新の時に、関わらせていただいた経験があるのですが、結局内部で仕様書を作れる方がいないと、外部の一般会社・通信系の会社から事業を請け負っていただくということはあったとしても、何をしてもらおうかということ、きちんと仕様書が書けないという状況になりかねません。要するに内部でそういった知識をある程度持っていないと、何をしてもらいたいかが明確に伝えられない。それから、できたものに対して評価ができないということになり、結局事業自体がうまくいかない。ですから、システムの力は外部に求めるから良い、という一般におっしゃる方が多いのですけれども、ジェネラリストを揃えておけば世の中済むんだという考えの方もいらっしゃると思うのですが、実際にそれでは仕事が動かなくなっている。というのは、特に現場を抱えるようなところでは非常に厳しい状況になるので、その部分は、はっきりさせていただきたいというのが、たぶん早坂委員のおっしゃりたかったことだと思います。その点についてこちらの資料の3-2にあるようなさらに発展させられるところで明確にしようといいますが、こういう人材が必要だということを謳っていただけると、是非していただければと思う次第です。

○ 館長

これは図書館に限らず、宮城県全体の行政に関わる部分にもつながるのですが、個々の現場に、ICTの専門家をおけるかということ、絶対数と配分の問題もあって、なかなか厳しいところはあります。現状としては、県の情報関係を総括するセクションに情報アドバイザー・インストラクターをおいて、その方のところに随時相談に行きまして仕様書などをもし作る

のであれば、見てもらうなどしているのですが、それでも県の色々な機関がそこに集中するものですから、十分にやってもらえないというところがございます。とは言ってもやはり、これからの時代情報システムを離れて図書館運営というのがありえないのが事実ですので、そこは、常勤は無理だとしても一時的に来てもらうことができないかとか、情報的なインストラクターなりチェックする担当者の配置についても色々と考えてみたいと思っておりますので、いろいろ会長様からのアドバイスあればよろしくお願ひいたします。

○ 議長

実際には大学なんかでも苦勞していますけど、私どもの例を方で紹介させていただきますと、情報系の人間は中途採用を中心に取るようにしています。新卒者ですとなかなかそういう風な見極めができない、もちろんシステムの知識だけがあつて済むわけではなくて、仕事のできた上でシステムの知識が無いといけないので、これを非常勤の方に委ねるとするのは非常に危険だろうと、個人的に思うところです。大学でそれをやってしまうと、おそらくぐちゃぐちゃになってしまうので。県の図書館に限らず色々な部署でも、この先いろんなことが同じようなことが起きてくるのではないのかなあと思うところです。

○ 館長

いろいろとご意見これからもよろしくお願ひいたします。

○ 村上委員

この点で、昨年度と見比べますと重点事業に昨年度はシステム更新のことが入っていたと思うのですが、今年度はだいたいの目鼻がついたということで重点からは抜かれているんですか。

○ 館長

いえ、これから肉づけするという意味で、頭出ししてないのでやらないということではありません。

○ 村上委員

大体もう方向性は、あと一年ということですので、たぶん具体的な体制や方向性は決められているんだろうと拝見しておりました。

仙台市は、来年の1月から新しいシステムになります。内部の人事異動で他のシステムの経験ある者が、3年間だけ張り付くという条件で人事異動対応しています。

○ 館長

参考にさせていただきます。

○ 鵜飼委員

宮城県図書館振興基本計画案そのものの作り方について、ちょっと先ほどの説明でよく理解できなかったのですが、確認をしたいと思います。この資料の3-3が、各項目ごとに、現状・課題色々あるわけですが、宮城県図書館協議会の意見としてまとめたのは、これは過去の協議会で出た意見をここにあげました、ということですね。

それから利用者の意見というのは、これはどのような時にとった意見でしょうか。

○ 館長

ご意見カードと色々な外部からの意見を入れております。

○ 鵜飼委員

これは要するに、投書があったカードということですか？

○ 館長

閲覧窓口で、要望があったことリクエストがあったこと等を反映しております。

○ 鵜飼委員

そうですか。それから宮城県図書館振興基本計画中間評価というのは、これはどういったものですか。

○ 館長

これは、協議会の先生方にもお計りした途中経過で評価をしていただいたものです。

○ 鵜飼委員

中間評価の時に出了た協議会の意見ということですか。

○ 館長

はい、そうです。

○ 鵜飼委員

それから、28ページの宮城県図書館振興基本計画仮評価というのは何でしょう。

○ 浅野部長

これは、本来であれば現計画の最終評価をして、次期計画につなげていくというところですが、今年度が最終年度でございますので、最終評価はまだできていない状況です。ただ、そのなかで次期計画を作らなくてはならないことになりますので、図書館内部で最終評価

を仮にさせていただきまして、次期計画に何を盛り込んだらいいかという意見をここにまとめたということでございます。

○ 鵜飼委員

図書館内部での検討ですか。

○ 館長

ワーキンググループでの議論，ということです。

○ 鵜飼委員

それは、理解をいたしました。そういうことをふまえて、24・25ページの基本計画骨子案がそういう諸々の出された意見を総括的に検討されまして、現状の課題を整理して展開するため、方向性を1から11にまとめた，ということですね。

○ 館長

はい。

○ 鵜飼委員

この方向性を11までにした上で、各関連する部門についてくくって、目標を四つ作りしました。ということですね。

○ 館長

はい。

○ 鵜飼委員

この目標を総括するというような意味で基本方針をこのように作りましたと。要するに、積み上げ方式でいきましたよ，という理解でいいわけですね？

○ 館長

はい。

○ 鵜飼委員

わかりました。その中で記憶に薄いんですが、32ページの下から2番目ですか、「児童資料研究・相談室」や「子どもの本移動展示会」については、云々と書いてありまして、最後の3行ですね。事業開始当初の理念を尊重した上で、時間の経過による社会の変動検証の結果を踏まえた事業展開のあり方を含め、児童資料研究相談室に所蔵する資料の有効活用

を検討する必要がある、という部分ですが、事業開始当初の理念とは？というのがまずそもそも具体的にどういうものだったのか、という事と、時間の経過による社会の変動検証の結果とは具体的にどういうものかというのが、理解しかねたので、その二つを説明いただければと思います。児童資料研究相談室の今後の方向性について、非常に鍵を握る表現とお見受けしたものですから、こういう風に考えている、ということ。

○ 館長

答えられる方、いますか？

○ 鶴飼委員

関連しまして、具体的な話にはなりますが、以前の協議会の中で……7月だったと思いますが、村上委員の方から児童資料相談室の資料の活用ということに関しまして、例えば市町村図書館に対する研修と言いますか、そういうものを継続的にやっていければ、県図書館と市町村図書館との連携という意味でも、大変良い結果を生むのではないだろうかというようなご意見をいただいていたと思います。そういうことも絡めて考えていかなければならないのかなと思っているものですから。それで先ほどの質問に至ったわけでございます。

○ 館長

今の質問、班長わからない？

具体的な表現を、やや一般化して表現したということだと思いますので、何をはっきり言っているのかは今となっては、はっきりしていないところが有るのかもしれませんが、わからなければちょっと時間をいただいて、議事録等見てみますか。

○ 伊藤班長

資料3-6に27年度の間接評価、5ページの18番の間接評価のところですね。今、お二人の質問でお話していただいたところが、この間接評価でいただいた課題・改善…ということであっております。

○ 鶴飼委員

表現の問題になるのかもしれませんが、具体的にはよくわからないというか、どういう方向付けになるのかなあという。

○ 館長

具体的にはもっと、今後の利用動向なんかを調べた上で検討しましょうという位の話ですかね？ もっと具体的な何かが、あるんでしょうか。

○ 浅野部長

いや、具体的なものは無いと思います。

○ 鵜飼委員

事業開始当初の理念は理念として尊重するけれど、社会が変わってきたんだからうちも変わった方がという？

○ 館長

事業開始の理念というのは、要するに図書館の理念と同じように、子どもの本を読む環境の充実といった、子ども図書室なりの利用の大本ですので、そういった理念に立ち返って考えるということだとは想像できるのですが、あとはその後段の社会の変動というのはたぶんこれよく行政用語で使いがちなのですが、色々今後社会情勢なりその時々利用の趨勢なども考えた上で、より使いやすい方向でやりましょうかというところで書いてるのではなかろうかと想像します。

○ 議長

議論した記憶があるのでご紹介いたしますけれども、児童資料相談・研究室というのは、県内の図書館を代表して、児童書について研究をする場所だと。ただ、そのときに私が申し上げたのが、国際子ども図書館というのが国立国会図書館にある現在において、県内でそれを担う必要があるかどうか。社会情勢が変わっているというか、状況が変わっているのそういうことを踏まえた上で、児童資料研究ではなくて、例えば児童書提供を県内の図書館に対してどのように充実させていくのかとか、要するに施策のところでの変化をさせていくのは当然ではないでしょうかという、そういったところだったと思うのですが。

○ 館長

はい。わかりました。ただそこ、まだ不分明なところが残りますので、当時の議事録はすぐ参照できませんので、当時の議事録参照した上で追加資料として各委員に、補足資料としてお送りする、ということでしょうか？

○ 議長

ここはあくまでも、これをいただいた後でのご意見を申し上げただけですから。

○ 鵜飼委員

なるほど。子ども図書館の存在ですね、要するにそういうことをするよりは、少し別な方向で考えようかと。そういう意味ですね。 そうすると考えてみれば児童資料の研究室という、名称そのものを変えなければならない。極端に言えば考え直した方が良いかな、という

風なところですね。

○ 館長

そこは、当時の議事録を参らせていただいでですね、追加資料として。

○ 鶴飼委員

先ほどの早坂委員のおっしゃる、いわゆる専門的な職員の育成という部分と重なってくるんですね。非常に重なってくる部分ではあるので、そのあたりでもやっぱり改めて今後どうするかというのを議論しなければいけないですね。

○ 館長

承知いたしました。

○ 早坂委員

今の件ですか、今ご指摘の有った資料の34ページの、下から10行位でしょうか、県図書館に定期的集まって県内の中心となる図書館職員同士のネットワークができるような関係づくりができる研修をしてほしい、と書いてあります。この児童版・児童図書館・児童サービス版が必要ではないかとおっしゃっているんですね。国に一つある国際子ども図書館に、なかなか行ったりするのは難しいですし、岐阜県でも山口県でもその県の一つぐらいは、そういうところがあります。別に宮城県だけではなくて各県図書館おそらくそういう所になると思います。市町村図書館がある中で、県立図書館がすべき児童奉仕のあり方といった、そういうところが重要視されなければならないのかなという気がしました。

○ 議長

それは、今後の議論をしていただく中で、お教えいただければいいのではないのでしょうか。

○ 館長

肉付けをする部分で今の議論を十分踏まえた上で。

○ 議長

別にそういったものが不要だという認識があるのではなく、実際に資料の統計の方を見ただくと、貸出資料の約半分が児童書と、視聴覚資料で大体の48%位を占めるということです。いずれそういう比率が、視聴覚資料が減ってきたと言っても、17%~16%位を占めているわけですし、おそらくはそのトータルで数えたと言うことと、それから使い方が変わった、図書館の施設としての使い方が80年代90年代こういう建物の図書館が、多

く建てられたのですが、自動車で行って来て親子連れでゆっくり時間をかけて滞在をして使うというスタイルが、おそらくはこの辺の方々も年齢構成も上がってきたり、いろんな意味で利用者層が変わってますし、使い方も変わってきているので、そういった所も含めて見直しをして見てはいかがでしょうか、というような、先ほど早坂委員から出されたご意見と延長線にあるのかなと思いました。そういう面ではよく使われる資料なので、児童書に関しては、何もそれが不要だということを申し上げているわけではなくて、要するにやり方を見直すべきというのは、当然その時期に来ているのではないかということだと思います。

○ 館長

大変重要な意見、ご指摘です。

○ 相原委員

質問ですけれども、ここの図書館の特色の一つが、重要文化財があったりですか、それから非常に貴重な文書を持っていたりとかだと思っておりますが、できるだけこういうものを展示しながら適切に保存しなくてはならない。言ってみれば博物館的な役割も果たざるを得ないと思います。現状ですが、そういう貴重な資料をどんな状態で保管されているのか、お聞きしたいと思います。

○ 石川部長

貴重資料に関しましては、3階に宮城資料室というコーナーがございます。そこに貴重書庫を用意し、普段温度や湿度をできる限り安定するように、通常の出入り口とは違った密閉性の高いものの中で保管をする、という状態にしております。湿度計とか、温度計の設置だけではなく加湿等空調なども独立させれば良いのですが、そこまではいっておりませんが、過日東北歴史博物館の担当の方に来ていただいてアドバイスをいただいたなかでは、それなりに湿度・温度がある程度一定になっているので、こういった状態であれば、問題ないのではないかと。上を見れば本当にキリがないなというところではあるのですが、今のところそのようにして、いわば隔離するようなかたちで保存しています。

○ 相原委員

はい、わかりました。

○ 議長

そのほか、ご意見いかがでしょうか。

○ 早坂委員

関連する質問ですが、先ほど一般事務職員の内部育成によって専門職に就かせているよ

うな方向で、今おっしゃられたように非常に貴重な資料を持ち、またその展示資料を作成したり、説明をしたり、修復をしたり、そういった知識というのはやはりなかなかそう短期間での異動の方を途中で育てるといふところまで行かないのではないかと、ということをご心配しております。かつて県の文化財に指定されたたくさんの資料を説明したときに、県の図書館の職員があらゆる資料を作り上げて、文化財審議会に実際に出かけて、そこで一点一点資料説明をしながら、指定に至ったということもあります。ですから、それぐらいの知識を持っていた方が、私の先輩方もたくさんいらっしゃいましたし、そうやって何十年と研究をされながら、かつ司書的な仕事、専門的に知識を深めていきました。図書館と言っても色々な図書館がありますけれども、少なくともそういった図書館で2～3年で異動する方々だけで、内部育成で勤まるのかどうかということをご心配しております。

○ 館長

人事異動のスパンについては、図書館の方についてはそういった専門的な知識が必要な方については、長めのローテーションで回したり、あるいはいったん他の職場に出て、また図書館に戻ってきていただくといったような、色々なローテーションの方式を今やっている訳ですが、やはり課題としては10年20年スパンでいられる職員がいれば良いというご意見もあるかもしれませんが、なかなかそこまではいっていないという現状であります。そこは、内部育成の充実等も含めてあるいは外部人材の育成等も含めて、色々選択肢を考えて行かなければならないと考えておりました。そのへんについてもちょっと内部で、さらにご意見を考えて議論していきたいと思っております。

○ 遠藤委員

本日から参加させていただいております。次の5カ年計画といいますか、振興基本計画の方向性といいますか、今日この協議会である程度骨子について認める、そういう方向性の確認をした上で次に進んでいくという位置づけなのだと思います。前回の5カ年計画から、また、0ベースで組み立てていただいて、特にその世の中の動きと言いますか、だいぶ急に動いている社会ですので、その中であってその図書館の役割も、あるいはニーズもずいぶん変わってきているのかなという風に思います。そういう中で、11のキーワードに落とし込んで、さらにそこから方向性を一つ一つ丁寧に出していただいている今回の基本計画の骨子については、非常にいい方向性なのではないかという風に思います。特にその11の項目から言うと、ちょうど真ん中ぐらいから、いわゆる図書館の外側にあるといいますか、利用者に近い部分のところと、それから図書館の内部機能がたぶん下の方にまとめられているのかな、という風にみえますので、作っていただいた骨子を生かし、今度は具体的部分に入っていくんだと思いますけれども、その方向で是非進めていただければという風に、思っていたところでございます。

○ 館長

ありがとうございます。

○ 議長

予定としては、骨子案を見させていただいて、今後の第2回あるいは3回の協議会で議論するという理解でよろしいでしょうか。

○ 浅野部長

資料の3-4をご覧いただければと思います。こちらに、今後のスケジュールをまとめてございます。今日の協議会終了後、骨子案に肉付けした素案の方の作成に入っていきたいと考えております。大体10月中旬ぐらいに素案の方を作りまして、11月中旬ぐらいに協議会の委員の皆さんの方にお示しをして、ご意見ご提言をいただきたいと考えてございます。その後、パブリックコメント等を実施しながら最終案としては、3月上旬にまた委員の皆様の方にご呈示して承認をいただければ、そのあと公表という形でいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○ 相原委員

非常にタイトなスケジュールのなかで、作業が進むと思いますが、本当にお疲れ様でございます。それで今日皆様からいただいた意見とか、細かい部分も含めて、より細かい部分に反映させていただけると大変助かります。

○ 村上委員

これまでの計画では、まず資料が来て、支える人が来て、サービス基盤の強化ということでしたが、次の計画では、県内の図書館の図書館的な機能が最初の方向、そして直接的なサービスに関する内容がきて、基盤の強化ということで、県内の図書館への支援協力が第1にきているという事でしょうか。

○ 館長

課題として分かり易いのではないかと考えてそうさせていただきました。

○ 村上委員

この図書館の図書館的なところに、子どもの項目がありますが、具体的には学サポセットのようなサービスとしての位置づけなのでしょうか。

○ 館長

それも悩ましかったのですが、学校図書館もあり、それと別に子どもさん方に直に家庭へ

の働きかけというのもあり、両面でとらえたというかたちになっております。

○ 村上委員

子どもの話題の本など確かに多く、利用も多いんですけども、とにかく県立になると、貴重な資料であるとか図書館の図書館的な機能が最も求められるのかなと、思いました。この位置づけは、今回、第二線図書館としての機能が明確になっていて良いなと思いました。

○ 館長

11項目がこの4つの目標にピタピタとはまるかと言うと、いろんなご意見があるかと思いますが、形式上そのようにまとめる意味で4つのカテゴライズをしたというところがございますので、11の中で4つにすっきりと分かれるかと言うと、境界が曖昧なところがありましてそこはお互い関係し合うという部分があるかと思っておりますので、その辺も計画の立て方の中で考えたいと思っております。

○ 議長

そのほか、何かございませんでしょうか。
それでは事務局の方から何かありますか。無いということなので、それでは以上をもちまして議事を終了いたします。円滑な議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

○ 谷津次長

閉会を宣言し、平成29年度第1回宮城県図書館協議会を終了。